

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

川崎市消防長 殿

防火 管理者

防災

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

別添のとおり、防火  
防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物			
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)			
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)			
防火対象物 又は _____ の用途 <sup>※1</sup> 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)		令別表第1 <sup>※1</sup>	( ) 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)			
受 付 欄 <sup>※2</sup>	経 過 欄 <sup>※2</sup>		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。  
 3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。  
 4 ※2欄は、記入しないこと。

## 消防計画

(目的)

第1条 この計画は、火災等の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、の共用部分（以下「当該共用部分」とする。）  
に出入りする全ての関係者に適用する。

2 管理権原の及ぶ範囲において、この計画を適用するものである。

(管理権原者)

第3条 管理権原者は、当該共用部分の防火・防災管理業務について、全ての責任を持つ。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火・防災管理者として選任して、防火・防災管理業務を行わせる。

3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。

5 管理権原者は、全体についての防火・防災管理に係る消防計画に基づき、自衛消防活動体制を確立し、維持しなければならない。

(防火・防災管理者)

第4条 防火・防災管理者は、防火対象物の管理権原者の指示、当該消防計画及び全体についての防火・防災管理に係る消防計画に定める内容に基づき、業務を実施する。

2 防火・防災管理者は、この計画の作成及び実施についての全ての権限を持ち、次の業務を行う。

(1) 消防計画の作成及び変更

(2) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理

(3) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督

(4) 防災管理上の自主検査・点検の実施

(5) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検・防災管理点検）等の立会い

(6) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い

(7) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立

(8) 火気の使用、取扱いの指導、監督

(9) 収容人員の適正管理

(10) 地震時における収容物等の転倒・落下・移動防止等の安全対策

(11) 従業員に対する防災教育の実施

- (12) 管理権原者への提案や報告
- (13) 放火防止対策の推進
- (14) その他

(防火・防災管理業務の一部委託) [ 該当 ・ 非該当 ]

第5条 管理権原者は、委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。

- 2 受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防組織の統括管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 3 受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期的に防火・防災管理者に報告する。

(消防機関への連絡等)

第6条 防火・防災管理者は、次の各号に掲げる届出を行うこと。

- (1) 防火・防災管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 消防用設備等点検結果報告書（防火対象物全体で報告する際は必要なし。）
- (4) 防火対象物点検結果報告書
- (5) 防災管理点検結果報告書

(防火管理資料の保管等)

第7条 防火・防災管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写しその他防火・防災管理業務に必要な書類等を一括して編さんし、防火・防災管理維持台帳に保管すること。

(防火対象物の法定点検（防火対象物点検、防災管理点検）等)

第8条 防火対象物の法定点検（防火対象物点検、防災管理点検）等は、点検業者に委託して行う。

- 2 防火・防災管理者は、防火対象物の点検等の実施時には、立ち会う。

(消防用設備等の法定点検)

第9条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託して行う。

- 2 防火・防災管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

(点検検査結果の記録及び報告)

第10条 法定点検の実施者は、防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火・防災管理者に報告する。点検検査結果については、防火・防災管理維持台帳に編さんする。

(避難経路の維持管理)

- 第11条 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- 3 避難経路の維持管理については定期的に点検し、障害となる物品があった場合は、速やかに除去すること。

(工事中の安全対策)

- 第12条 防火・防災管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するとともに、必要に応じ川崎市火災予防条例第59条に規定する「防火対象物の改装工事等の届出」を所轄消防署に届け出る。
- 2 防火・防災管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。
- (1) 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
- (2) 工事を行う者は、防火・防災管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火・防災管理者に報告させること。
- (4) 危険物等を持ち込む場合には、その都度、防火・防災管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
- (6) その他防火・防災管理者の指示すること。

(震災対策)

- 第13条 防火・防災管理者は、地震時の災害を防止するため、定期的に建物、避難施設等について点検を実施する。
- 2 地震発生時に、防火・防災管理者は、二次災害の発生を防止し使用再開時の安全を確保するため、建物等について点検を実施し、異常が認められる場合は応急処置を行う。

(自衛消防組織の活動)

- 第14条 全体についての防火・防災管理に係る消防計画による。

附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。